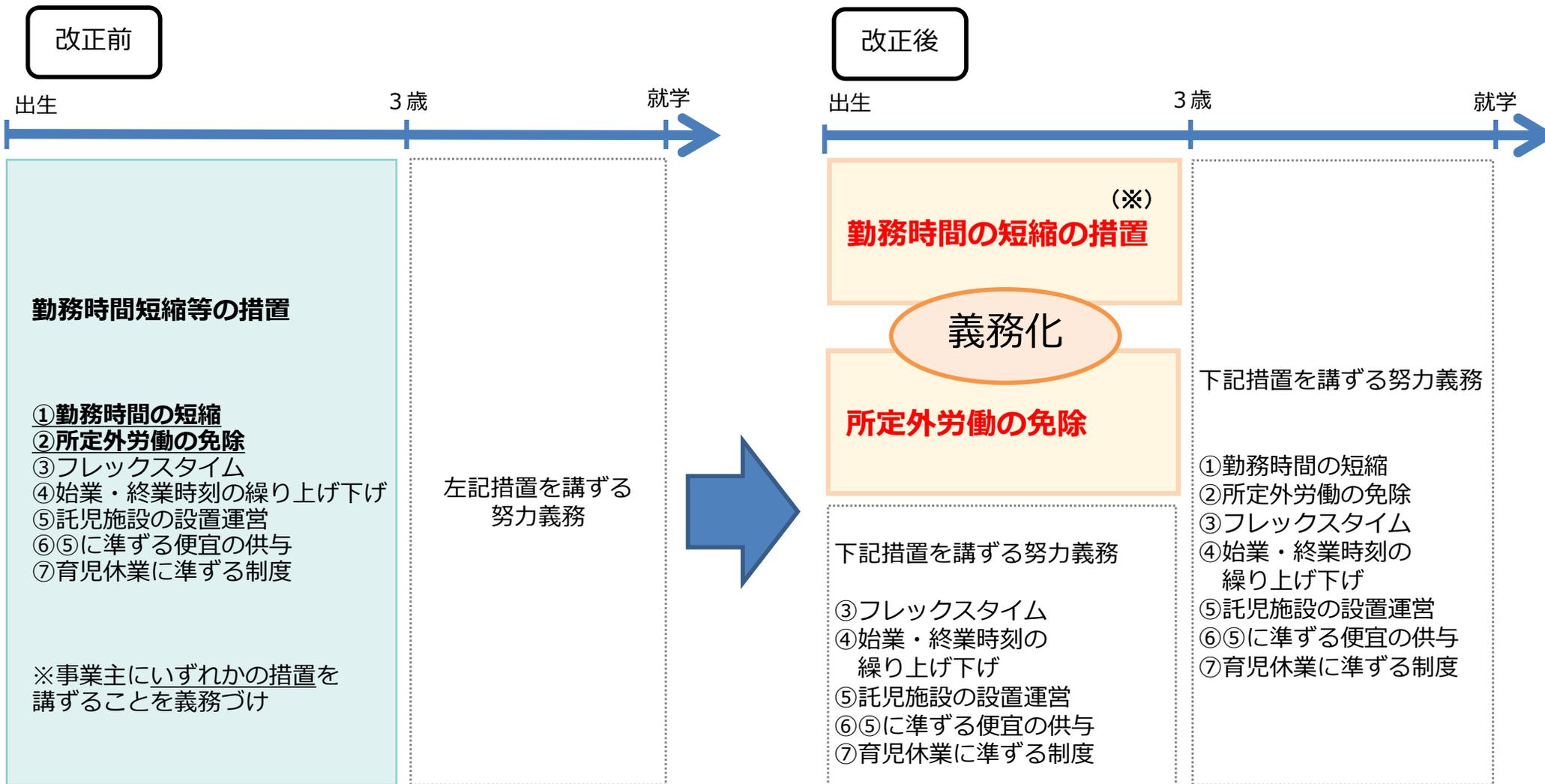


# 平成21(2009)年育児・介護休業法改正による勤務時間短縮等の措置の 見直しについて

# 平成21(2009)年育児・介護休業法改正による勤務時間短縮等の措置の見直しについて

※施行日：平成22(2010)年6月30日



(※) 労使協定により、短時間勤務が困難な業務に従事する労働者を適用除外とする場合の**代替措置**

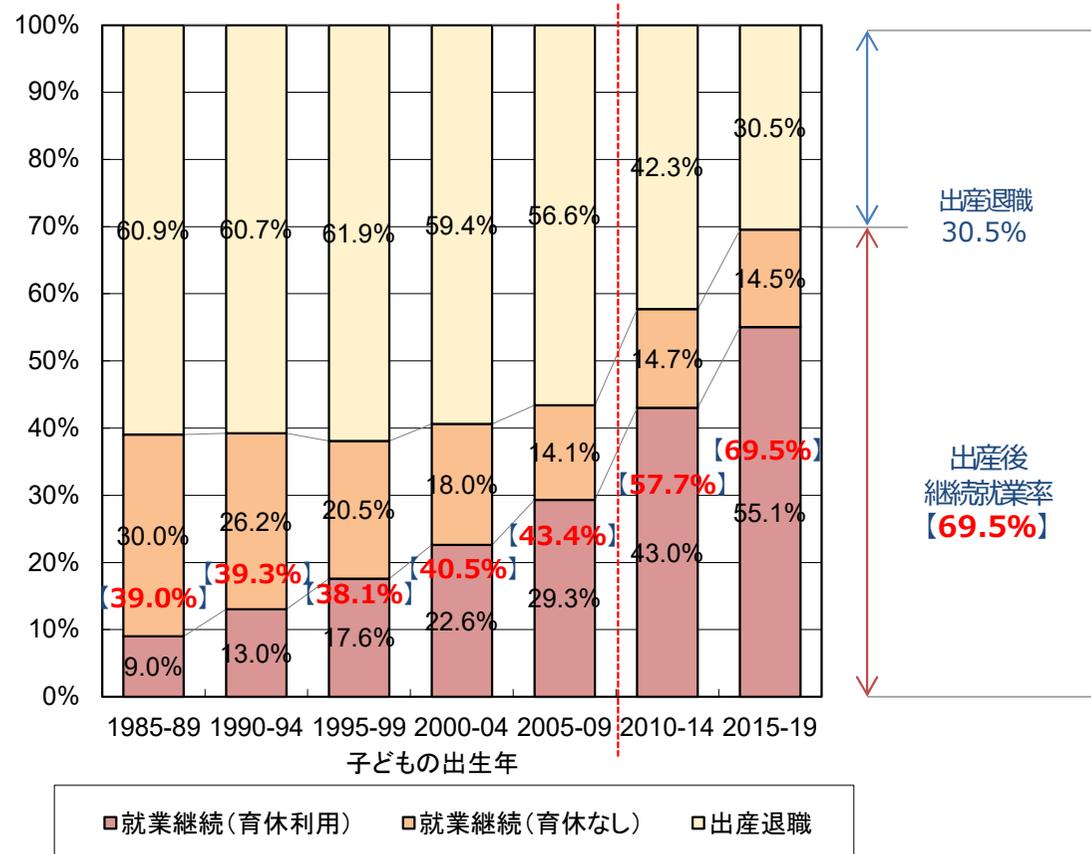
- ・フレックスタイム
- ・始業・終業時刻の繰り上げ下げ
- ・託児施設の設置運営
- ・託児施設の設置運営に準ずる便宜の供与
- ・育児休業に準ずる制度

# 第1子出産前後の妻の継続就業率

- 第1子出生年が「2010-14年」以後、出産後継続就業率が大幅に増加している。

政府目標： 第1子出産前後の女性の継続就業率 70%(令和7年)

第1子出生年別にみた、第1子出産前後の妻の就業変化



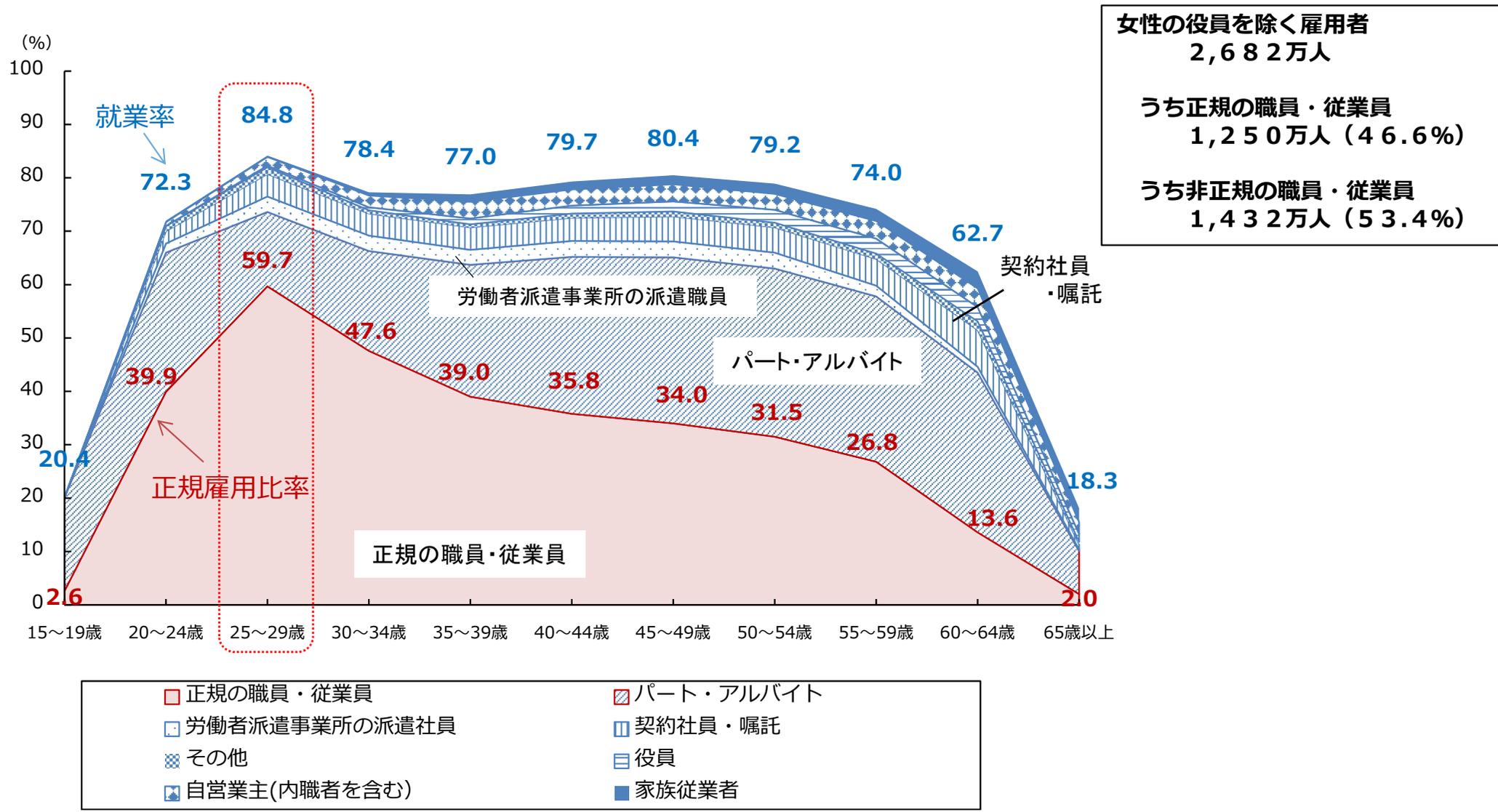
(※) 出産前有職者を100として、出産後の継続就業者の割合を算出

(注1) 就業変化は、妻の妊娠判明時と子ども1歳時の従業上の地位の変化をみたもの。

(注2) 上記グラフは、対象期間(例:2010~2014)中に産んだ女性の就業変化を表している。

# 女性の年齢階級別就業率（雇用形態別）

- 年齢階級別の就業率は、35～39歳の77.0%を底に再び上昇していく。
- 年齢階級別に女性の就業形態をみると、「正規の職員・従業員」は25～29歳が59.7%とピークとなっている。その後、年齢が上昇していくにつれ、「パート・アルバイト」等の非正規雇用で働く者の割合が増加していく。（いわゆるL字カーブ）



【出典】総務省「労働力調査（基本集計）」（令和4年）